

令和8年6月定例月議会

令和8年6月24日

総務教育常任委員会
資料

関連議案	案件名	所管局・課	ページ
議案第55号	長浜市消防団員等公務災害補償条例の一部 改正について	防災危機管理課	2

防災危機管理局

所管委員会	総務教育常任委員会
関係案件	議案第55号
所管局・課	防災危機管理課

長浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

1. 改正の趣旨・理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）において、非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の額の改定が行われたことから、長浜市消防団員等公務災害補償条例（平成18年長浜市条例第175号。以下「条例」という。）についても、当該改定に合わせた改正を行います。

2. 主な改正内容

条例第18条に規定する非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の定額部分の額を次のとおり改定します。

現行	改定後
315,000円	330,000円

《参考》葬祭補償の算定方法

・定額（改正後：330,000円）＋ 補償基礎額（※）×30

※補償基礎額：階級や勤続年数、扶養親族の人数等に応じて規定
（（9,700円～14,500円）＋ 扶養親族に応じた加算）

3. 施行期日

公布・施行：令和8年6月定例月議会議決後

適用日：令和8年4月1日

4. 新旧対照表

新	旧
<p>（葬祭補償） 第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合には、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として330,000円に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。</p>	<p>（葬祭補償） 第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合には、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として315,000円に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。</p>